

平成18年度

国民健康保険税の改正について

平成18年度の国民健康保険税の算定において、以下のとおり改正となりました。

介護保険分の限度額が改正されました

40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険分の保険料についても医療保険分の保険料に上乗せして国民健康保険税として納付いただいておりますが、全国的な介護給付費の動向等を踏まえ、介護給付金に要する費用に充てるため賦課している介護納付金賦課額の限度額が8万円から9万円に引き上げられました。

加入者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※国民健康保険税総額での課税限度額は、62万円となります。

	課税限度額	
	介護納付金分	医療給付費分
平成17年度まで	80,000円	530,000円
	↓	↓
平成18年度から	90,000円	530,000円 (変更ありません)

65歳以上の公的年金等受給者に対する経過措置ができました

平成16年度税制改正により、公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方の上乗せ措置(50万円)が廃止され、最低保障額についても140万円から70万円とされ、同時に老年者特別加算として65歳以上の方の最低保障額に50万円加算され、120万円とする特別措置が講じられることとなりました。

このため、公的年金等控除の見直しに係る経過措置をとることとなり、平成18年度及び平成19年度に限り、国民健康保険税の所得割額算定及び国民健康保険税減額判定の際に特別控除を適用することとなりました。

平成18年度は13万円を控除し、平成19年度は7万円を控除します。

《例》

国民健康保険税の所得割額算定

(年金収入のみの場合)

単位：円

比較	年金収入	公的年金等控除	公的年金等特別控除	基礎控除	算定基礎	× 税率	所得割額
平成17年度まで	2,000,000	1,400,000		330,000	270,000	× 7.5%	→ 20,250
平成18年度	2,000,000	1,200,000	130,000	330,000	340,000	× 7.5%	→ 25,500
平成19年度	2,000,000	1,200,000	70,000	330,000	400,000	× 7.5%	→ 30,000

国民健康保険税減額判定

(年金収入のみの場合)

単位：円

比較	年金収入	公的年金等控除	特別控除	公的年金等特別控除	減額判定所得
平成17年度まで	2,000,000	1,400,000	150,000		→ 450,000
平成18年度	2,000,000	1,200,000	150,000	130,000	→ 520,000
平成19年度	2,000,000	1,200,000	150,000	70,000	→ 580,000

減額判定所得金額により2割・5割・7割減免の有無について判定します。

国民年金

こんな時には
こんな手続きを

○二十歳になつたとき

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金に加入していない方が二十歳になったときは「国民年金被保険者資格取得届」。

○会社を退職したとき

六十歳になる前に、会社などを退職したときまたは勤めをやめて国民年金被保険者の配偶者になつたときは、「国民年金被保険者種別変更届」。

○収入が増え、被扶養配偶者でなくなつたとき

収入が増え、被扶養配偶者でなくなつたとき(パート収入が130万円以上になつたとき)は、「国民年金被保険者種別変更届」。

○配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなつたときは「国民年金被保険者種別変更届」

なお、会社や役所、学校などに勤めている方とその被扶養配偶者の方については、勤務先で手続きが行われますので、自分で行う必要はありません。

〒帯広社会保険事務所(TEL0155-1251811) 役場町民課住民年金係(内111)